## 論文要旨説明書

**報告論文のタイトル**:損害賠償の目的に関する日米比較調査の結果報告

報告者・共著者(大学院生は所属機関の後に(院生)と記入してください。)

**報告者氏名**:森 大輔 **所属**:熊本大学法学部

共著者 1 氏名: 高橋 脩一所属: 宮城教育大学共著者 2 氏名: 池田 康弘所属: 熊本大学法学部

## 論文要旨(800 字から 1200 字、英文の場合は 300 から 450 語)

損害賠償について 2 つの目的が挙げられることが多い. 1 つ目は損害填補であり, 2 つ目は抑止と制裁である. これら 2 つの目的のいずれが主なのかについて, 長年議論が続いてきた.

法と経済学においては後者が重視されており、社会厚生を最大化するような水準に加害行為を抑止すべきという最適抑止の考え方が提唱されている.これは、懲罰的損害賠償などの制度を有する米国の不法行為制度と親和的な考え方ででもある.

それに対して、損害填補が損害賠償の主目的で抑止や制裁はそれよりも順位の劣るものというのが、 日本の学説・判例において支配的な見解である.これは制度的な議論にも影響を与えている.例えば、 日本の民事法への懲罰的損害賠償の導入が問題になる際に、こうした議論が根拠となり、導入が見送られてきている.

しかし、「日本の国全体の考え方や価値観が変わってくるならば」導入はありうるとも考えられている。この「日本の国全体の考え方や価値観」とは、懲罰的損害賠償や日本の損害賠償制度一般に対する人々の法意識だと考えることができる。そしてそれが「変わってくる」というのは、日本より抑止や制裁を重視する(と考えられている)米国の法意識に近づく、ということだと考えられる。

ただ、それでは実際に米国の人々の損害賠償の法意識がどのようなものか、日本の人々とどの程度異なるのか、といったことが確かめられたことはほとんどない。米国の人々は、損害賠償の目的として抑止や制裁を含めることを普通だと考えているのか、米国の人々は損害賠償の目的に対する考えと賠償額をどのように結びつけているのか、といったことを実際に検証する必要がある。

そこで我々は、損害賠償についての法意識の質問紙調査を行った. 2015 年にまず日本でオンラインの質問紙調査を行った. そして 2018 年には米国ニューヨーク州在住の 20 代以上の人々の中から約1,500 名程度を、社会調査の手続きに則り抽出して、オンラインの質問紙調査を行った. 本報告は主にこの米国調査の結果を報告する.

本社会調査は、法と経済学における不法行為法の分析の基礎になっている考え方に関係する調査であり、法と経済学の研究に一定の意義を持つものになりうると考えられる.